

第6回教育委員会

令和2年5月29日
午後2時30分
大阪市教育センター

案 件

報告第25号

大阪市社会教育委員の委嘱について

報告第 25 号

大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項に基づき、下記のとおり教育長による急
施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

記

令和 2 年 4 月 28 日付け 大阪市社会教育委員の委嘱

氏名	役職名	大阪市社会教育委員条例 第 2 条による区分	任期	備考
南條 真弘	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	社会教育の関係者	令和 2 年 4 月 28 日 ～ 令和 4 年 4 月 27 日 【第 1 期目】	新規委嘱
赤尾 勝己	関西大学教授	学識経験のある者		
蒲 浩志	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者		
吉田 典子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者		
前田 都陽子	元 大阪成蹊大学教職教育推進本部 こども教育支援センター長	学識経験のある者		

令和 2 年 4 月 27 日付けの任期満了に伴い、岡本栄司氏の後任として南條真弘氏、神部純一氏の
後任として赤尾勝己氏、木戸茂氏の後任として蒲浩志氏、柳本真知子氏の後任として吉田典子氏
を委嘱する。前田都陽子氏については、再委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第 4 条により令和 2 年 4 月 28 日から令和 4 年 4 月
27 日までの 2 年間とする。

大阪市社会教育委員会議 委員名簿

太字は委嘱、下線は任期満了
(網掛けは変更なし)

氏名	役職名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
南條 真弘	大阪市青少年指導員連絡協議会副会長	社会教育の関係者	委嘱
赤尾 勝己	関西大学教授	学識経験のある者	委嘱
蒲 浩志	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者	委嘱
吉田 典子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	委嘱
前田 都陽子	元 大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長	学識経験のある者	再委嘱
岡本 栄司	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	任期満了
神部 純一	滋賀大学教育学部産学公連携推進機構(社会連携センター)教授	学識経験のある者	任期満了
木戸 茂	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会議長	学識経験のある者	任期満了
柳本 真知子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	任期満了
北野 幸子	神戸大学大学院人間発達環境学研究所人間発達専攻准教授	学識経験のある者	
高田 一宏	大阪大学大学院人間科学研究科 教授	学識経験のある者	
辻本 邦廣	元 大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	
出相 泰裕	大阪教育大学教育学部教育協働学科教育心理科学講座 教授	学識経験のある者	
野崎 志帆	甲南女子大学文学部 教授	学識経験のある者	
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会副会長	社会教育の関係者	
正岡 明	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	
宮本 隆司	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 主席研究員	学識経験のある者	

委員の略歴

○南條 真弘(なんじょう まさひろ)氏

<現職>大阪市青少年指導員連絡協議副会長 (～現在)

<主な略歴>

平成 22 年 青少年指導員

平成 24 年 木川南青少年指導員会 校下代表

平成 28 年 淀川区青少年指導員連絡協議会会長

○赤尾 勝己(あかお かつみ)氏

<現職>関西大学文学部教授 (～現在)

<主な略歴>

昭和 62 年 洗足学園大学音楽学部専任講師

昭和 63 年 帝京技術科学大学情報学部専任講師

平成 7 年 関西大学文学部助教授

○蒲 浩志(かば ひろし)氏

<現職>日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長 (～現在)

<主な略歴>

平成 10 年 JR 西日本入社

平成 16 年 本社技術部

平成 19 年 本社車両部

平成 26 年 本社技術企画部

平成 27 年 専従休職 (JR 西労組 本社総支部)

○吉田 典子(よしだ のりこ)氏

<現職>はぐくみネットコーディネーター (～現在)

<主な略歴>

平成 7 年 桑津小学校生涯学習ルーム運営委員長

平成 14 年 桑津いきいき活動運営補助指導員

平成 25 年 桑津地域活動協議会第一部会副部長

○前田 都陽子(まえだ とよこ)氏 再委嘱

<現職>元 大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長

<主な略歴>

平成 2 年 大阪市立滝川小学校 教諭

平成 9 年 大阪市教育センター 指導主事

平成 10 年 大阪市立千本小学校 教頭

平成 15 年 大阪市立高松小学校 教頭

平成 19 年 大阪市立豊新小学校 校長

平成 21 年 大阪市立磯路小学校 校長

平成 24 年 大阪市立三軒家西小学校 校長

平成 26 年 大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基き、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。